

栃木県地域医療介護総合確保基金事業
(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業) 補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県地域医療介護総合確保基金事業（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付額の算定方法及び交付の相手方は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(1) 補助金の名称

栃木県地域医療介護総合確保基金事業（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）補助金

(2) 交付の目的

既存の老人保健福祉施設が行う入所者の生活環境改善のためのユニット化改修等事業を支援し、もって高齢者福祉の向上に資する。

(3) 交付の対象である事業の内容

栃木県地域医療介護総合確保基金を財源の一部又は全部として実施される事業のうち、次の事業を対象とする。

① 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（以下「ユニット化事業」という。）とは、民間事業者が実施する別表に定める施設のユニット化改修等に要する経費について、県が補助する事業をいう。

② ユニット化事業の対象除外

次に掲げる事業は、ユニット化事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ 設置主体が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項にいう地方公共団体である施設に係る事業

カ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(4) 交付額の算定方法

ユニット化事業の補助額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

(5) 交付の相手方

民間事業者とする。

なお、県は民間事業者が実施する事業に対して、基金を財源の全部又は一部として補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により、提出する書類は次の表に定

めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県地域医療介護総合確保基金事業(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 申請額算出内訳表 2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化事業実施計画書 3 収支予算書(又は見込書)抄本	別記様式第1号 別記様式第2号	1	知事が別に定める日

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(次条に規定する軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄しないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記様式第3号)により、速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告すること。
 なお、補助事業の事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。
 また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど栃木県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこと。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (12) 上記(1)から(11)により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一

部を取り消し、県に納付させることがある。

(軽微な変更)

第5条 前条の(1)における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目及び工事種類を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費又は事業量の20%以上の変更をすること。

(変更の承認)

第6条 第4条の(1)及び(2)の規定による知事の承認を受けようとする場合には、栃木県地域医療介護総合確保基金事業（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）補助金に係る事業内容変更承認申請書（別記様式第4号）に変更の内容及び理由を記載の上、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

(着工報告)

第7条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、着手後1週間以内に事業着手報告書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県地域医療介護総合確保基金事業（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）補助金に係る事業状況報告書	規則の別記様式第2	1	工事進捗状況調書	別記様式第6号	1	知事が別に定める日

(事業完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後1週間以内に事業完了報告書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県地域医療介護総合確保基金事業（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）補助金に係る事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 精算額算出内訳表 2 事業実績報告書 3 収支決算書（又は見込書）抄本	別記様式第8号 別記様式第9号	1	知事が別に定める日

(補助金の請求)

第11条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	部 数	請求書に添付すべき 書類の名称	様式	部 数	提出 期限
栃木県地域医療介護 総合確保基金事業(既 存の特別養護老人ホ ーム等のユニット化 改修等支援事業)補助 金交付請求書	規則の 別記様式 第4	1	1 額の確定通知書の 写 2 その他知事が必要 と認める書類	—	1	知事が 別に定 める日

(財産処分の制限期間)

第12条 規則第24条ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間とする。

附 則

この要領は、平成27年度分の補助金から実施する。

附 則 (平成30(2018)年3月28日改正)

この要領は、平成30(2018)年度分の補助金から実施する。

附 則 (平成31(2019)年3月26日改正)

この要領は、平成31(2019)年度分の補助金から実施する。

附 則 (令和3(2021)年3月31日改正)

この要領は、令和3(2021)年度分の補助金から実施する。

別表

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2条の(3)の②に定める事業の費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
「個室→ユニット化」改修	1,190千円	整備床数	
「多床室→ユニット化」改修	2,380千円		
<p>ア 特別養護老人ホームのユニット化</p> <p>イ 介護老人保健施設のユニット化</p> <p>ウ 介護医療院のユニット化</p> <p>エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム 			
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修	734千円	整備床数	
<p>介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備</p> <p>（介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	創設 2,240千円	転換床数	
	改築 2,770千円		
	改修 1,115千円		